

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇ 告 示 平成四年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)

平成五年度鳥取県一般会計予算等(〃)

告 示

鳥取県告示第四百七十五号

平成五年二月定例県議会で三月十六日議決された

平成四年度鳥取県一般会計補正予算

平成四年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成四年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成四年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成四年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成四年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成四年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県営林事業特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算
 平成四年度鳥取県管電気事業会計補正予算
 平成四年度鳥取県管理立事業会計補正予算
 平成四年度鳥取県管観光施設事業会計補正予算
 平成四年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

は、次のとおりである。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成4年度鳥取県一般会計補正予算

平成4年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,528,829千円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ879,710,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1 県 民 税	50,174,138	△ 612,428	49,561,710
	2 事 業 税	14,542,929	1,075,801	15,618,730
	3 不動産取得税	2,393,876	△ 102,627	2,291,249
	4 県たばこ税	1,605,298	△ 20,330	1,584,968
	5 ゴルフ場利用税	422,933	△ 16,353	406,580
	6 特別地方消費税	854,266	△ 28,105	826,161

3 地方交付税	7 自動車税	6,196,828	21,485	6,218,313													
		8 飲 区 税	1,495	△	1,407												
			9 狩猟者登録税	15,114	61	15,175											
				10 自動車取得税	2,658,640	△ 160,861	2,497,779										
					11 軽油引取税	5,202,266	△ 184,004	5,018,262									
						12 入 猟 税	10,890	22	10,912								
							13 旧法による税	830	△ 236	594							
								1 地方交付税	130,462,129	4,144,522	134,606,651						
									5 分担金及び負担金	1 分 担 金	6,707,257	66,914	6,774,171				
											2 負 担 金	846,564	△ 170,656	675,908			
												6 使用料及び手数料	2 負 担 金	5,860,693	237,570	6,098,263	
														1 使用料	5,340,546	△ 18,341	5,322,205
															2 手 数 料	4,142,154	3,364
7 国庫支出金	1,198,392															△ 21,705	1,176,687
	1 使用料	87,147,621														△ 3,821,176	83,326,445

8 財産収入	1 財産運用収入	3,036,962	△ 223,440	2,813,522
	2 財産売却収入	739,760	510,539	1,250,299
		3,776,722	287,099	4,063,821
9 寄附金	1 寄附金	53,612	60,372	113,984
		53,612	60,372	113,984
10 繰入金	1 特別会計繰入金	737,617	△ 179,930	557,687
	2 基金繰入金	12,559,000	△ 6,608,970	5,950,030
		13,296,617	△ 6,788,900	6,507,717
12 諸収入	1 県預金利子	1,843,397	184,556	2,027,953
	2 公営企業貸付金元利収入	1,259,736	2,496,140	3,755,876
	3 貸付金元利収入	37,246,204	△ 4,554,757	32,691,447
	4 受託事業収入	2,664,350	△ 69,572	2,594,778
		2,664,350	△ 69,572	2,594,778

19 債	6 収益事業収入	1,377,234	50,160	1,427,394
	7 利子割精算金収入	100,599	△ 23,894	76,705
債	8 雑収入	3,042,332	368,172	3,410,504
		36,592,430	△ 1,292,696	35,299,734
債	1 県債	36,592,430	△ 1,292,696	35,299,734
歳入合計		389,233,884	△ 9,523,829	379,710,055

歳 出

1 歳会費	1 歳会費	1,049,154	△ 21,681	1,027,473
		1,049,154	△ 21,681	1,027,473
2 総務費	1 総務管理費	21,280,658	△ 239,126	21,041,532
	2 企画費	15,343,280	△ 63,927	15,279,353
	3 徴税費	1,969,569	△ 8,820	1,960,749
	4 市町村振興費	773,357	42,288	815,645
2 総務費		40,879,280	△ 318,249	40,561,031

3 民 生 費	5 選 挙 費	326,132	△ 13,224	312,908
	6 防 災 費	590,980	△ 12,332	578,648
	7 統 計 調 査 費	340,968	△ 13,341	327,627
	8 人 事 委 員 会 費	124,067	△ 5,619	118,448
	9 監 査 委 員 費	130,269	△ 4,148	126,121
		24,631,915	△ 143,924	24,487,991
	1 社 会 福 祉 費	15,364,820	43,963	15,408,783
	2 児 童 福 祉 費	7,025,915	22,103	7,048,018
	3 生 活 保 護 費	2,229,035	△ 208,554	2,020,481
4 衛 生 費	4 災 害 救 助 費	12,145	△ 1,436	10,709
		10,576,865	△ 234,268	10,342,597
	1 公 衆 衛 生 費	2,950,959	△ 38,754	2,912,205
	2 環 境 衛 生 費	1,572,014	26,598	1,598,612
5 勞 働 費	3 保 健 所 費	1,754,052	△ 74,468	1,679,584
	4 医 薬 費	4,299,840	△ 147,644	4,152,196
		1,719,807	△ 144,185	1,575,622
6 農 林 水 産 業 費	1 勞 政 費	531,372	△ 52,580	478,792
	2 職 業 訓 練 費	1,076,462	△ 94,377	,982,085
	3 勞 働 委 員 会 費	111,973	2,772	114,745
		59,170,715	△ 872,131	58,298,584
	1 農 業 費	10,179,603	△ 652,053	9,527,550
	2 畜 産 業 費	2,993,003	△ 179,256	2,813,747
	3 農 地 費	27,716,130	408,407	28,124,537
	4 林 業 費	11,581,320	△ 435,570	11,145,750
	5 水 産 業 費	6,700,609	△ 13,659	6,686,950
	7 商 工 費		38,343,696	△ 4,116,024
1 商 業 費		14,171,787	△ 880,044	13,291,743
2 工 鉱 業 費		23,687,598	△ 3,134,973	20,552,625
8 土 木 費	3 観 光 費	484,311	△ 101,007	383,304
		93,166,751	△ 1,345,977	91,820,774
	1 土 木 管 理 費	2,225,334	△ 1,121,147	1,104,187
	46,111,676	230,827	46,342,503	
	2 道 路 橋 の よう 費			

9 警察費	3 河川海岸費	23,957,184	△ 276,490	23,680,694
	4 港湾費	6,877,020	22,340	6,899,360
	5 都市計画費	8,858,739	△ 119,005	8,739,734
	6 住宅費	5,136,798	△ 82,502	5,054,296
	1 警察管理費	15,093,621	△ 111,038	14,982,583
	2 警察活動費	13,499,908	△ 132,650	13,367,258
	1 教育総務費	1,593,713	21,612	1,615,325
	2 小学校費	63,391,280	△ 1,639,176	61,752,104
	1 教育総務費	3,413,054	△ 126,212	3,286,842
	2 小学校費	22,131,863	△ 762,411	21,369,452
	3 中学校費	12,318,378	△ 158,154	12,160,224
5 高等学校費	18,538,095	△ 273,723	18,262,372	
5 特殊学校費	3,565,332	△ 241,585	3,323,747	
6 社会教育費	1,972,549	△ 62,023	1,910,526	
7 保健体育費	1,454,009	△ 15,068	1,438,941	
11 災害復旧費	6,173,787	△ 2,390,628	3,783,159	

12 公債費	1 農林水産施設災害復旧費	2,056,520	△ 498,982	1,557,538
	2 土木施設災害復旧費	4,117,267	△ 1,891,646	2,225,621
	1 公債費	28,685,515	△ 16,085	28,669,430
	1 公債費	28,685,515	△ 16,085	28,669,430
	13 諸支出金	6,251,498	1,829,537	8,081,035
	1 公営企業支出金	1,698,373	2,630,807	4,329,180
	2 利子割交付金	2,253,390	△ 648,763	1,604,627
	3 了り了場利用税交付金	296,053	△ 11,921	284,132
	4 特別地方消費税交付金	170,853	△ 6,930	163,923
	5 自動車取得税交付金	1,767,996	△ 113,587	1,654,409
	6 利子割精算金	64,833	△ 20,069	44,764
	歳出合計	389,233,884	△ 9,523,829	379,710,055

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額 千円	年度割額 千円	総額 千円	年度割額 千円
10 教育費	4 高等学校費	境港工業高等学校整備費	1,220,300	3 489,200	1,219,729	3 489,200
			4	731,100	4	730,529

第3表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額 千円	
3 民生費	1 社会福祉費	同和事業費	10,706	
		施設福祉推進費	186,305	
4 衛生費	2 環境衛生費	公園等施設整備事業費	40,000	
		地域改善対策事業費	80,448	
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域ふるさと生活圏整備事業費	13,342	
		需要創造型農業推進農業構造改善事業費	120,270	
		畑作技術振興施設整備事業費	175,376	
		2 畜産業費	家畜市場再編整備事業費	193,561
		3 農地費	農業用水源地域対策費	30,096
			広域営農団地農道整備事業費	244,220
		団体営農道整備事業費	3,520	
		県単土地改良事業費	159,954	
		土地改良総合整備事業費	69,018	

4 林業費		農村総合整備モデル事業費	89,911	
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	50,117	
		集落環境基盤整備事業費	22,193	
		農業集落排水事業費	344,357	
		農業集落排水施設整備受託事業費	320,865	
		開拓地整備事業費	7,548	
		公害防除特別土地改良事業費	5,237	
		林業山村活性化林業構造改善事業費	115,687	
		新林業構造改善事業費	26,605	
		林道開設事業費	102,202	
5 水産業費		林業地域総合整備事業費	25,101	
		一般治山事業費	54,065	
		漁港修築事業費	52,000	
		漁業集密環境整備事業費	10,000	
		漁港関係事業助成費	2,000	

県営中山間地域農村活性化
総合整備事業費

37,660

8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路補修事業費	110,100
		積雪寒冷対策道路事業費	55,000
		緊急地方道路整備事業費	17,000
		日本電信電話等受託事業費	5,713
		道路改良事業費	380,000
		緊急地方道路整備事業費	186,000
		市町村受託事業費	6,800
		地域つくり推進事業費	71,300
		地方特定道路整備事業費	265,800
		橋りょう整備事業費	70,800
		緊急地方道路整備事業費	13,200
		砂防維持修繕費	8,888
	3 河川海岸費	地域つくり推進事業費	48,400
	河川改良事業費	209,110	
	河川環境整備事業費	10,200	
	河川災害関連事業費	111,394	
4 港 湾 費	5 都市計画費	地域つくり推進事業費	206,100
		地方特定河川等環境整備事業費	30,230
		通常砂防事業費	130,500
		地すべり対策事業費	34,300
		急傾斜地崩壊対策事業費	110,100
		雪崩対策事業費	28,200
		県急傾斜地崩壊対策事業費	16,080
		海岸堤防修築事業費	10,500
		港湾修築事業費	61,329
		鳥取空港整備関連事業費	1,000
		街路事業費	59,700
		緊急地方道路整備事業費	6,500
	地域つくり推進事業費	68,000	
	地方特定道路整備事業費	30,000	
	地域つくり推進事業費	111,000	
	都市改造事業費	1,940	

6 住 宅 費	公営住宅建設事業指導監督費	1,500	
		公営住宅建設事業費	744,642
9 警 察 費	1 警察管理費	11,000	
10 教 育 費	4 高等学校費	147,860	
	4 高等学校整備費	15,917	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	28,955	
		4 年林地災害復旧費	20,097
	2 土木施設災害復旧費	4 年林道施設災害復旧費	15,917
		2 年建設災害復旧費	12,000
計		6,943,469	

交 更	款	項	事 業 名	金 額	
				補正前	補正後
8 土 木 費	5 都市計画費	総合運動公園整備事業費	千円	千円	
			328,000	392,000	
計			328,000	392,000	

第4表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度 額
米子津地区中核工業団地造成事業及び地域活性化のための用地整備事業の用地購入費	平成4年度から平成5年度まで	千円 41,863
道路橋りょう総務費	平成4年度から平成5年度まで	45,000
道路維持費	平成4年度から平成5年度まで	20,000
道路新設改良費	平成4年度から平成5年度まで	355,000
河川総務費	平成4年度から平成5年度まで	100,000
河川改良費	平成4年度から平成5年度まで	130,000

交 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
大家審察強化資金利子補給	平成4年度から平成6年度まで	千円 7,736	大家審察強化資金利子補給	平成4年度から平成6年度まで	千円 8,448
土地改良費	平成4年度から平成5年度まで	1,449,828	土地改良費	平成4年度から平成5年度まで	1,644,498
林道費	平成4年度から平成5年度まで	47,900	林道費	平成4年度から平成5年度まで	145,708

道路新設改良費	平成4年度から平成5年度まで	962,651	道路新設改良費	平成4年度から平成5年度まで	1,167,361
橋りょう新設改良費	平成4年度から平成5年度まで	271,690	橋りょう新設改良費	平成4年度から平成5年度まで	312,716

第5表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方利率の方法 %	限度額 千円	起債の方法利率償還の方法 %
計画調査費	3,970,000		3,919,000	
防災総務費	216,000		215,000	
社会福祉総務費	54,000		53,000	
身体障害者福祉費	208,000		205,000	
老人福祉施設費	299,000		229,000	
環境保全費	53,000		50,000	
職業訓練校費	118,000		0	
土地改良費	1,568,000		1,726,000	
開墾及び開拓事業費	66,000		82,000	
農地防災事業費	80,000		83,000	
林道費	484,000		483,000	

治山費	511,000	515,000		
漁港建設費	369,000	364,000		
沿岸漁場整備開発費	163,000	154,000		
金融対策費	1,000,000	936,000		
道路橋りょう総務費	881,000	821,000		
道路維持費	1,193,000	1,175,000		
道路新設改良費	6,581,000	6,796,000		
橋りょう新設改良費	588,000	599,000		
河川総務費	1,004,000	1,079,000		
河川改良費	2,556,000	2,434,000		
砂防費	2,201,000	2,063,000		
海岸保全費	80,000	76,000		
港湾建設費	400,000	390,000		
港湾管理組合費	132,000	209,000		
空港費	162,000	120,000		
街路事業費	908,000	888,000		

公園費	936,000		990,000				
公営住宅建設事業費	1,502,000		1,530,000				
警察施設費	164,000		0				
交通指導取締費	186,000		193,000				
高等学校施設整備費	1,195,000		824,000				
林道施設災害復旧費	9,000		1,000				
治山施設災害復旧費	151,000		278,000				
治山施設等災害関連事業費	165,000		61,000				
漁港施設災害復旧費	107,000		31,000				
建設災害復旧費	1,163,000		651,000				
港灣災害復旧費	69,000		6,000				
空港災害復旧費	10,000		0				
直轄道路事業費	2,232,000		2,503,000				
直轄河川事業費	663,000		730,000				
直轄海岸保全事業費	87,000		75,000				
直轄砂防事業費	272,000		263,000				

直轄港灣事業費	147,000		124,000				
直轄災害復旧費	222,000		36,000				
特定資金公共事業債	714,430		741,734				
港灣管理費	232,000		0				
造林費	3,000		0				
企画総務費	0		30,000				
計	36,592,430		35,299,734				

借入年度か後1年以内で償還する。借入期間中に償還し、償還しきれない場合は、借入年度から1年以内で償還する。借入期間中に償還しきれない場合は、借入年度から1年以内で償還する。借入期間中に償還しきれない場合は、借入年度から1年以内で償還する。

10以内
 証書借入れ等
 又は証券法に
 行より郵政の
 用省の借入とし
 る。業政の全部
 事財に繰り入れ
 又は繰り入れ可
 能な範囲内で償
 還する。

平成4年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成4年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,660千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ983,480千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 985,569	千円 △ 13,660	千円 971,909
	3 集中管理事業収入	319,119	△ 13,660	305,459
歳 入 合 計		997,140	△ 13,660	983,480

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 977,213	千円 △ 13,660	千円 963,553
	3 集中管理事業費	318,820	△ 13,660	305,160
歳 出 合 計		997,140	△ 13,660	983,480

平成4年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成4年度鳥取県の収入証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182,845千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,276,056千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 4,375,950	千円 △ 182,845	千円 4,193,105
	1 証紙収入	4,375,950	△ 182,845	4,193,105
歳 入 合 計		4,458,901	△ 182,845	4,276,056

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰出金		千円 4,368,088	千円 △ 182,845	千円 4,185,243
	1 一般会計繰出金	4,368,088	△ 182,845	4,185,243
歳 出 合 計		4,458,901	△ 182,845	4,276,056

平成4年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算
 平成4年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187千円を追加し、歳入
 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		千円 101,740	千円 187	千円 101,927
	3 県預金利子	0	187	187
歳 入	合 計	110,969	187	111,156

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子福祉資金 貸付事業費		千円 110,969	千円 187	千円 111,156
	1 母子福祉資金 貸付事業費	110,969	187	111,156
歳 出	合 計	110,969	187	111,156

平成4年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
 平成4年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,290千円を追加し、歳
 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸 収 入		千円 28,932	千円 6,290	千円 35,222
	3 県預金利子	0	6,290	6,290
歳 入	合 計	66,383	6,290	72,673

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 寡婦福祉資金 貸付事業費		千円 66,383	千円 6,290	千円 72,673
	1 寡婦福祉資金 貸付事業費	66,383	6,290	72,673
歳 出	合 計	66,383	6,290	72,673

平成4年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
平成4年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,874,024千円を減額
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,408,657千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 76,460	千円 △ 37,371	千円 39,089
	1 国庫補助金	76,460	△ 37,371	39,089
2 繰入金		749,894	△ 474,849	275,045
	1 一般会計繰入金	749,894	△ 474,849	275,045
3 繰越金		1	21,488	21,484
	1 繰越金	1	21,488	21,484

4 諸 収 入	2,542,234	△ 522,595	2,019,639
1 県預金利子	1,927	△ 1,927	0
2 貸付金元利収 入	2,540,306	△ 520,667	2,019,639
3 雑 入	1	△ 1	0
5 県 債	914,092	△ 860,692	53,400
1 県 債	914,092	△ 860,692	53,400
歳 入 合 計	4,282,681	△ 1,874,024	2,408,657

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代 化資金貸付事 業費		千円 4,282,681	千円 △ 1,874,024	千円 2,408,657
	1 中小企業近代 化資金貸付事 業費	4,282,681	△ 1,874,024	2,408,657
歳 出 合 計		4,282,681	△ 1,874,024	2,408,657

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 正 額	起債の方法利率の方法	補 正 額	起債の方法利率償還の方法
	限度額	起債の方法利率の方法	限度額	起債の方法利率償還の方法

中小企業高度化 資金貸付金	千円 914,092	%	千円 53,400	%
計	914,092	/	53,400	/

平成4年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
平成4年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164,801千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国庫支出金		187,696	△ 187,696	0
	1 国庫貸付金	187,696	△ 187,696	0
2 繰 入 金		80,823	△ 70,904	9,919

3 繰 越 金	1 繰 越 金	1	73,075	73,076
	4 諸 収 入	256,314	△ 29,276	227,038
	1 貸付金元利収 入	256,311	△ 34,773	221,538
4 諸 収 入	2 県預金利子	1	5,343	5,344
	3 雑 入	2	154	156
	合 計	474,834	△ 164,801	310,033

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 農業改良資金 貸付事業費		474,834	△ 164,801	310,033
	1 農業改良資金 貸付事業費	474,834	△ 164,801	310,033
歳 出 合 計		474,834	△ 164,801	310,033

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後		
	限度額 千円	起債利率 の 方法 %	限度額 千円	起債の方法	利率 償還の方法 %
農業改良資金貸付金	137,696	%	0		%
計	137,696	/	0	/	/

平成4年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成4年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,359千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 繰越金		22,819	△ 479	22,340
	1 繰越金	22,819	△ 479	22,340

3 諸収入	87,181	△ 4,699	82,482
1 貸付金元利収入	87,179	△ 4,699	82,480
歳入合計	112,537	△ 5,178	107,359

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 林業改善資金貸付事業費		112,537	△ 5,178	107,359
	1 林業改善資金貸付事業費	112,537	△ 5,178	107,359
歳出合計		112,537	△ 5,178	107,359

平成4年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成4年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,550千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,475千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 9,115	千円 5,413	千円 14,528
	1 国庫補助金	9,115	5,413	14,528
2 財産収入		32,368	△ 8,452	28,916
	1 財産売却収入	32,314	△ 8,452	28,862
3 繰入金		218,827	△ 19,341	197,486
	1 一般会計繰入金	218,827	△ 19,341	197,486
4 繰越金		1,000	842	1,842
	1 繰越金	1,000	842	1,842
5 諸収入		43,715	△ 12	43,703
	2 雑収入	43,612	△ 12	43,600
歳入合計		379,025	△ 16,550	362,475
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費		千円 318,907	千円 △ 16,104	千円 302,803

2 公債費	1 職員費	113,485	△ 7,388	106,097
	2 造林事業費	179	△ 17	162
	3 保育事業費	180,357	△ 7,387	173,020
	4 処分事業費	7,052	△ 1,230	5,822
	6 管理事業費	17,734	△ 132	17,602
	合計	60,118	△ 446	59,672
歳出合計	379,025	△ 16,550	362,475	

平成4年度鳥取県県境港水産施設事業特別会計補正予算

平成4年度鳥取県の県境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,174千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 237,309	△ 千円 6,268	千円 231,041
	1 使用料	237,309	△ 6,268	231,041
2 繰入金	1 一般会計繰入金	110,088	3,691	113,779
	1 繰越金	1	3	4
3 繰越金	1 繰越金	1	3	4
	1 繰越金	1	3	4
4 諸収入	1 雑収入	29,674	1,400	31,074
	1 雑収入	29,674	1,400	31,074
歳入	合計	377,072	△ 1,174	375,898

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費	1 事業費	千円 215,047	△ 千円 1,174	千円 213,873
	1 事業費	215,047	△ 1,174	213,873
歳出	合計	377,072	△ 1,174	375,898

平成4年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
平成4年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	1 国庫補助金	千円 16,336	△ 千円 14,820	千円 1,516
	1 国庫補助金	16,336	△ 14,820	1,516
2 繰入金	1 一般会計繰入金	9,744	△ 7,410	2,334
	1 一般会計繰入金	9,744	△ 7,410	2,334
3 繰越金	1 繰越金	1	21,570	21,571
	1 繰越金	1	21,570	21,571
4 諸収入	1 貸付金元利収	75,494	680	76,154
	1 貸付金元利収	75,494	680	76,154
歳入	合計	101,577	0	101,577

平成4年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
 平成4年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,778千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,018,963千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 460,941	千円 △ 60,241	千円 400,700
	1 負担金	460,941	△ 60,241	400,700
3 国庫支出金		224,350	△ 4,950	219,400
	1 国庫補助金	224,350	△ 4,950	219,400
4 繰入金		303,423	△ 23,642	279,781
	1 一般会計繰入金	303,423	△ 23,642	279,781

5 繰越金		1	239	240
	1 繰越金	1	239	240
6 諸収入		25,024	22,816	47,840
	1 雑収入	25,024	22,816	47,840
7 県債		72,000	△ 1,000	71,000
	1 県債	72,000	△ 1,000	71,000
歳入合計		1,085,741	△ 66,778	1,018,963

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 819,373	千円 △ 66,778	千円 752,595
	1 流域下水道建設事業費	438,923	△ 50,698	388,225
	2 流域下水道管理事業費	380,450	△ 16,080	364,370
歳出合計		1,085,741	△ 66,778	1,018,963

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	起債の 方法	利率の 方法	起債の 方法	利率の 方法
天神山流域下水 送事業費	千円 72,000	%	千円 71,000	%
計	72,000	/	71,000	/

平成4年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成4年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳入それぞれ1,775千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,796千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 24,185	千円 △ 4,000	千円 20,185
	1 使用料	24,185	△ 4,000	20,185

2 財産収入	1 財産運用収入	20	5,869	5,889
	2 財産売却収入	187,500	△ 187,500	0
3 繰入金	1 一般会計繰入金	176,863	178,922	355,785
4 繰越金	1 繰越金	1	474	475
5 諸収入	1 雑収入	2	4,460	4,462
歳入合計		388,571	△ 1,775	386,796

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 388,571	千円 △ 1,775	千円 386,796
	1 事業費	388,571	△ 1,775	386,796
歳出合計		388,571	△ 1,775	386,796

平成4年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,106千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 19,780	千円 2,735	千円 22,515
	1 国庫委託金	19,780	2,735	22,515
2 財産収入		19,041	4,308	23,349
	1 財産売却収入	19,041	4,308	23,349
3 繰入金		220,501	△ 17,415	203,086
	1 一般会計繰入金	220,501	△ 17,415	203,086
4 諸収入		2,384	266	2,650
	1 雑収入	2,384	266	2,650

歳入	合計	261,706	△ 10,106	251,600
----	----	---------	----------	---------

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 261,706	千円 △ 10,106	千円 251,600
	1 県立学校水産実習船実習費	261,706	△ 10,106	251,600
歳出	合計	261,706	△ 10,106	251,600

平成4年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成4年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成4年度鳥取県営電気事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電気事業費	2,162,354千円	△35,382千円	2,126,972千円	
第1項 営業費用	1,381,012千円	△40,000千円	1,341,012千円	
第2項 営業外費用	781,342千円	4,618千円	785,960千円	

平成4年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成4年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成4年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 埋立事業収益	603,266千円	22,524千円			625,790千円
第1項 営業収益	524,800千円	84,256千円			559,056千円
第2項 営業外収益	78,466千円	△11,732千円			66,734千円
第1款 埋立事業費		437,159千円			476,847千円
第1項 営業費用		136,245千円			175,841千円
第2項 営業外費用		300,914千円			301,006千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対し予足する額 227,783千円は過年度分損益勘定留保資金 227,783千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,882,443千円	△22,660千円		1,859,783千円

第1項 建設改良費 155,043千円 △22,660千円 132,383千円

平成4年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成4年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成4年度鳥取県営観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収益	96,878千円	2,632,583千円			2,729,461千円
第1項 営業収益	28,431千円	315千円			28,746千円
第2項 営業外収益	2,074千円	1,461千円			3,535千円
第4項 他会計からの補助金	0千円	2,630,807千円			2,630,807千円

第1款 観光施設事業費 175,360千円 1,635,346千円 1,810,706千円

第1項 営業費用 108,976千円 39,572千円 148,547千円

第2項 営業外費用 12千円 47,285千円 47,297千円

第4項 特別損失 0千円 1,548,489千円 1,548,489千円

第3条 予算第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額)

2,194,879千円は過年度分損益勘定留保資金14,860千円、当年度分損益勘定留保資金1,261,260千円、過年度分消費税資本的収支調整額4千円及び当年度利益剰余金処分額918,755千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出 2,194,879千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 2,194,879千円

第4条 予算第5条の次に次の2条を加える。

(他会計からの補助金)

第6条 観光施設事業会計を廃止するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,680,807千円である。

(利益剰余金の処分)

第7条 当年度利益剰余金 918,755千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 借入金償還金 918,755千円

平成4年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成4年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成4年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 病院事業収益 11,824,344千円 △17,751千円 11,806,593千円
第2項 医業外収益 1,052,053千円 △17,751千円 1,034,302千円

支 出

第1款 病院事業費用 12,381,838千円 23,414千円 12,405,252千円

第1項 医業費用 12,019,651千円 31,489千円 12,051,140千円

第2項 医業外費用 350,027千円 △8,075千円 341,952千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 資本的収入 2,517,084千円 △34,062千円 2,483,022千円

第1項 出資金 774,113千円 △8,722千円 765,391千円

第3項 企業債 487,000千円 △32,000円 455,000千円

第5項 補助金 0千円 6,660千円 6,660千円

支 出

第1款 資本的支出 2,143,633千円 △34,062千円 2,109,571千円

第1項 建設改良費 850,450千円 △34,062千円 816,388千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「487,000千円」を「455,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	6,699,983千円	31,489千円	6,731,472千円

鳥取県告示第四百七十六号

平成五年二月定例県議会で三月二十三日議決された

平成五年年度鳥取県一般会計予算

平成五年年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成五年年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成五年年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

平成五年年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成五年年度鳥取県管電気事業会計予算

平成五年年度鳥取県管工業用水道事業会計予算

平成五年年度鳥取県管理立事業会計予算

平成五年年度鳥取県管病院事業会計予算

は、次のとおりである。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 田 次

平成5年度鳥取県一般会計予算

平成5年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 367,823,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)
 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額	金額
1 県 税		47,541,700	千円
	1 県 民 税	14,645,817	
	2 事 業 税	13,525,798	
	3 不 動 産 取 得 税	2,228,202	
	4 県 た ば こ 税	1,584,855	
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税	431,795	
	6 特 別 地 方 消 費 税	830,007	
	7 自 動 車 税	6,424,372	
8 鉱 区 税	1,427		
2 地 方 譲 与 税			
1 消 費 譲 与 税		4,142,296	
2 地 方 道 路 譲 与 税		2,718,418	
3 石 油 ガ ス 譲 与 税		175,830	
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税		9,508	
3 地 方 交 付 税		127,768,000	
1 地 方 交 付 税		127,768,000	
4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		263,901	
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		263,901	
5 分 担 金 及 び 負 担 金		4,150,456	
1 分 担 金		572,506	
9 狩 猟 者 登 録 税		14,893	
10 自 動 車 取 得 税		2,302,428	
11 軽 油 引 取 税		5,545,842	
12 入 猟 税		10,682	
13 旧 法 に よ る 税		582	
7,046,052			

6 使用料及び手数料	2 負担金	3,577,950	11 繰越金	1 繰越金	100,000
	1 使用料	5,619,083		1 繰越金	100,000
7 国庫支出金	2 手数料	4,390,841	12 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	50,330,411
	1 国庫負担金	1,228,222		2 県預金利子	100,545
	2 国庫補助金	80,005,458		3 公営企業貸付金元利収入	1,342,249
8 財産収入	3 委託金	22,688,121	4 貸付金元利収入	1,597,628	
	1 財産運用収入	56,005,406	5 受託事業収入	89,423,329	
	2 財産売却収入	1,311,981	6 収益事業収入	1,825,081	
9 寄附金	1 寄附金	3,634,817	7 利子割精算金収入	1,522,526	
	2 財産売却収入	2,655,997	8 雑収入	55,328	
10 繰入金	1 特別会計繰入金	978,820	13 県債	1 県債	4,463,775
	2 基金繰入金	74,726		1 県債	31,222,237
		74,726	歳入合計	367,823,000	
		10,066,179			
		702,179			
		9,364,000			

歳出		款	項	金額	金額																																	
2 総務費	1 議	1 議	1 議	1,069,614	1,069,614																																	
						2 企	1 議	1 議	1,069,614	1,069,614																												
											3 徴	1 議	1,069,614	1,069,614																								
															4 市	1 議	1,069,614	1,069,614																				
																			5 選	1 議	1,069,614	1,069,614																
																							6 防	1 議	1,069,614	1,069,614												
																											7 統	1 議	1,069,614	1,069,614								
																															8 人	1 議	1,069,614	1,069,614				
																																			9 監	1 議	1,069,614	1,069,614
2 児	1 議	1,069,614	1,069,614																																			
				3 生	1 議	1,069,614	1,069,614																															
								4 衛	1 議	1,069,614	1,069,614																											
												1 公	1 議	1,069,614	1,069,614																							
																2 環	1 議	1,069,614	1,069,614																			
																				3 保	1 議	1,069,614	1,069,614															
																								4 医	1 議	1,069,614	1,069,614											
																												1 勞	1 議	1,069,614	1,069,614							
																																2 職	1 議	1,069,614	1,069,614			
																																				3 勞	1 議	1,069,614
1 農	1 議	1,069,614	1,069,614																																			
				2 畜	1 議	1,069,614	1,069,614																															
								3 農	1 議	1,069,614	1,069,614																											

7 商 工 費	4 林 業 費	13,224,361	10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	8,938,727
	5 水 産 業 費	6,038,007		2 小 学 校 費	22,155,068
	1 商 業 費	16,340,603		3 中 学 校 費	12,361,317
	2 工 敏 業 費	24,708,207		4 高 等 学 校 費	18,238,597
	3 観 光 費	499,211		5 特 殊 学 校 費	3,732,814
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	1,794,079	6 社 会 教 育 費	1,930,482	
	2 道 路 橋 り よ う 費	40,092,444	7 保 健 体 育 費	1,313,354	
	3 河 川 海 岸 費	21,260,845	11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,907,840
	4 港 湾 費	6,819,230		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,495,984
	5 都 市 計 画 費	11,327,301	12 公 債 費	1 公 債 費	29,641,101
	6 住 宅 費	4,709,514		13 諸 支 出 金	1 公 營 企 業 支 出 金
	9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	13,829,410		2 利 子 割 交 付 金
2 警 察 活 動 費		1,556,295			

歳 出 合 計	3	ゴルフ場利用税交付金	302,257
	4	特別地方消費税交付金	166,002
	5	自動車取得税交付金	1,531,115
	6	利子割精算金	32,689
	14	子 備 費	100,000
	1	子 備 費	100,000
		合 計	367,823,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	4 港湾費	鳥取港湾事務所建設費	千円 676,000	5	153,000
				6	523,000
		鳥取空港国際線ターミナルビル整備事業費	千円 2,030,000	5	464,000
				6	1,566,000
5 都市計画費	中国庭園整備事業費	千円 960,000	5	500,000	
			6	460,000	
10 教育費	4 高等学校費	鳥取東高等学校整備費	千円 1,086,750	5	387,150

第3表 債務負担行為新 規

事 項	期 間	限 度	額
看護学生等修学資金貸付金	平成6年度から平成7年度まで		千円 21,432
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	平成5年度から平成17年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額800,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかると未収債権の回収不能により生じた損失金額	1,229,970
農業近代化資金等利子補給	平成6年度から平成30年度まで		18,195
農業近代化推進資金利子補給	平成6年度から平成11年度まで		
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成5年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本8,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会(以下、「甲」という。)が弁済を受けることがで	

6 699,600

<p>財団法人鳥取県造林公社 借入金損失補償</p>	<p>平成5年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで</p>	<p>融資元本 588,100千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかった元利合計額(損失補償契約に定める運延損害金を含む。)に相当する金額</p>
<p>漁業近代化資金利子補給</p>	<p>平成6年度から平成24年度まで</p>	<p>188,893</p>
<p>漁業経営維持安定資金利子補給</p>	<p>平成6年度から平成13年度まで</p>	<p>56,670</p>
<p>漁業経営再建資金利子補給</p>	<p>平成6年度から平成15年度まで</p>	<p>37,226</p>
<p>漁業経営安定資金利子補給</p>	<p>平成6年度から平成7年度まで</p>	<p>2,795</p>
<p>一般国道53号河原道路用地先行取得事業費</p>	<p>平成5年度から平成12年度まで</p>	<p>一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するために要する資金1,000,000千円及びこの資金の借入利子相当額の合計額</p>
<p>鳥取県土地開発公社借入金損失補償</p>	<p>平成5年度から平成12年度まで</p>	<p>鳥取県土地開発公社が一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するために建設省及び財団法人道路開発振興センターから借り入れる1,000,000千円に対して償還</p>
<p>果樹災害対策利子補給</p>	<p>平成5年度から平成6年度まで</p>	<p>2,044</p>
<p>水田営農体制整備事業補助</p>	<p>平成5年度から平成6年度まで</p>	<p>106,243</p>
<p>フラスコ野菜価格安定対策事業補助</p>	<p>平成5年度から平成6年度まで</p>	<p>67,133</p>
<p>広域営農団地豊道整備事業(丸山ノボル工事)</p>	<p>平成6年度</p>	<p>390,000</p>
<p>乾しいたげ価格安定対策事業補助</p>	<p>平成5年度</p>	<p>32,934</p>

			期限までに返済できなかった元金及び利子(運延損害金を含む。)に相当する金額
一般国道179号道路改良事業用地購入費	平成5年度から平成9年度まで	340,000	
一般国道181号道路改良事業用地購入費	平成5年度から平成9年度まで	320,000	
一般国道313号道路改良工事のうちトンネル工事	平成6年度	600,000	
一般国道181号橋りょう整備工事(郡界橋)	平成6年度	89,507	
一般国道岩美停車場線(橋りょう整備工事(志橋))	平成6年度	85,140	
一般国道福部島取線(久松急橋りょう整備)	平成6年度	100,215	
一般国道倉吉東伯線特殊改良事業用地購入費	平成5年度から平成9年度まで	110,000	
総合運動公園整備事業のうち布勢総合体育館建築工事	平成6年度から平成7年度まで	3,274,000	

東中学校公園緑道土地区画整理事業に伴う公共施設管理者負担金	平成6年度から平成10年度まで	565,000	
米子駅境線加茂町治道土地区画整理事業に伴う公共施設管理者負担金	平成6年度から平成7年度まで	1,780,000	
中小河川改修事業加茂川改良事業用地購入費	平成5年度から平成9年度まで	1,050,000	
小規模河川改修事業大井川改良事業用地購入費	平成5年度から平成9年度まで	610,000	
治水緑地事業大井川改良事業用地購入費	平成5年度から平成9年度まで	1,200,000	
矢野川火山砂防工事	平成6年度から平成7年度まで	190,000	
地域特別分譲住宅購入資金利子補給	平成6年度から平成11年度まで	58,967	
地域優良木造住宅購入資金利子補給	平成6年度から平成11年度まで	30,856	
公営住宅建設事業	平成6年度	221,322	
育英奨学生貸付金	平成6年度から平成12年度まで	119,304	
東京女子学生寮建設資金元利償還補助金	平成6年度から平成14年度まで	490,356	

進学奨励資金貸付金	平成6年度から平成8年度まで	197,034
白虎会館増築資金元利償還補助金	平成6年度から平成30年度まで	564,585

変 更		補 正 前	補 正 後
事 項	期 間	限度額	限度額
平成3年度育英奨学生貸付金	平成3年度から平成10年度まで	111,888	123,984
平成3年度育英奨学生貸付金	平成3年度から平成10年度まで	千円	千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企画総務費	140,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長しはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮

計 画 調 査 費	832,000	同	上	同上	同上	し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができるものとする。
社会福祉総務費	122,000	同	上	同上	同上	
身体障害者福祉費	32,000	同	上	同上	同上	
老人福祉施設費	581,000	同	上	同上	同上	
環境保全費	358,000	同	上	同上	同上	
土地改良費	1,724,000	同	上	同上	同上	
開墾及び開拓事業費	52,000	同	上	同上	同上	
農地防災事業費	70,000	同	上	同上	同上	
林 道 費	1,581,000	同	上	同上	同上	
治 山 費	399,000	同	上	同上	同上	
漁 港 建 設 費	159,000	同	上	同上	同上	
沿岸漁場整備開発費	113,000	同	上	同上	同上	
金融対策費	1,000,000	同	上	同上	同上	

土木総務費	33,000	同	上	同上	同	上
道路橋りょう総務費	275,000	同	上	同上	同	上
道路維持費	328,000	同	上	同上	同	上
道路新設改良費	5,729,000	同	上	同上	同	上
橋りょう新設改良費	378,000	同	上	同上	同	上
河川総務費	949,000	同	上	同上	同	上
河川改良費	2,648,000	同	上	同上	同	上
砂防費	1,905,000	同	上	同上	同	上
海岸保全費	65,000	同	上	同上	同	上
港湾管理費	114,000	同	上	同上	同	上
港湾建設費	336,000	同	上	同上	同	上
境港管理組合費	96,000	同	上	同上	同	上
空港費	505,000	同	上	同上	同	上
街路事業費	1,302,000	同	上	同上	同	上
公園費	1,693,000	同	上	同上	同	上
土地区画整理費	1,350,000	同	上	同上	同	上
公営住宅建設費	1,110,000	同	上	同上	同	上
警察施設費	228,000	同	上	同上	同	上
交通指導取締費	173,000	同	上	同上	同	上
高等学校施設設備整備費	1,364,000	同	上	同上	同	上
林道施設災害復旧費	10,000	同	上	同上	同	上
治山施設災害復旧費	106,000	同	上	同上	同	上
治山施設等災害関連事業費	165,000	同	上	同上	同	上
漁港施設災害復旧費	84,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	959,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	58,000	同	上	同上	同	上
空港災害復旧費	10,000	同	上	同上	同	上
直轄道路事業費	1,258,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	303,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	17,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	95,000	同	上	同上	同	上
直轄ダム事業費	37,000	同	上	同上	同	上

直轄港湾事業費	53,000	同	同上	同上	同上
直轄災害復旧費	168,000	同	同上	同上	同上
特定資金公共事業債	205,237	証書借入れの方法により農林水産省、建設省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	無利子	借入年度から5年ずえ置き、じ後15年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができるものとする。	
計	31,222,237				

平成5年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
 平成5年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,010,937千円と定め

る。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	677,996
	2 自動車管理事業収入	8,629
	3 集中管理事業収入	312,741
2 繰越金		11,571
1 繰越金		11,571
歳入	合計	1,010,937

歳 出

款	項	金額
1 事業費		千円
	1 用品調達事業費	991,106
		669,935

2 諸 支 出 金	2 自動車管理事業費	8,630
	3 集中管理事業費	312,541
	1 繰 出 金	19,831
歳 出 合 計		1,010,937

平成5年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成5年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,147,176千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 4,035,604
	1 証 紙 収 入	4,035,604

2 繰 越 金	繰 越 金	111,572
	1 繰 越 金	111,572
歳 入 合 計		4,147,176

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金		千円 4,057,055
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,057,055
2 諸 支 出 金		1
	1 償 還 金	1
3 予 備 費		90,120
	1 予 備 費	90,120
歳 出 合 計		4,147,176

平成5年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができるとする事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 8,000
	1 国 庫 貸 付 金	8,000
2 繰 入 金		7,834
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,834
3 繰 越 金		24,579

歳 入	項 目	金 額	
		1 繰 越 金	24,579
4 諸 収 入		83,923	
	1 県 預 金 利 子	695	
	2 貸 付 金 元 利 収 入	82,001	
合 計		1,227	
	3 雑 収 入		
合 計		124,386	

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		千円 124,386
	1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	124,386
合 計		124,386

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	平 成 6 年 度 从 平 成 9 年 度 まで	千円 68,580

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子福祉資金貸付金	千円 8,000	政府の定める方法 による。	無利子 %	母子及び寡婦福祉 法(昭和39年法律 第129号)第14条 第2項に定める方 法による。
計	8,000			

平成5年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,557千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一般会計繰入金	千円 583
	2 繰 越 金	39,762
	3 諸 収 入	26,212
1 歳 入	1 県・預 金 利 子	716
	2 貸付金元利収入	25,208
	3 雑 収 入	288
合 計		66,557

歳 出

款	項	金 額
1 寡婦福祉資金貸付事業	1 寡婦福祉資金貸付事業	千円 66,557
	1 寡婦福祉資金貸付事業費	66,557
合 計		66,557

第2表 債務負担行為

事項	期 間	限 度	額 額
修学資金等貸付金	平成6年度から平成8年度まで		千円 28,716

平成5年度鳥取県中小企業近代資金助成事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の中小企業近代資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,767,464千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 81,528

歳 出

2 繰 入 金	1 一般会計繰入金	1 国庫補助金	81,528
			542,474
3 繰 越 金	1 繰越金		7,883
			7,883
4 諸 収 入	1 諸収入	1 具預金利息	445
		2 貸付金元利収入	2,269,583
		3 雑 入	1
		5 県 債	865,550
5 県 債	1 県 債	合計	3,767,464
			865,550

款

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費	千円 3,767,464
		3,767,464

歳 出 合 計	3,767,464
---------	-----------

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	865,550 千円	中小企業事業団の定める方法による。	4.1以内 %	中小企業事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	865,550			

平成5年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410,973千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円
		62,927
	1 国庫貸付金	62,927
2 繰入金		42,436
	1 一般会計繰入金	42,436
3 繰越金		34,731
	1 繰越金	34,731
4 諸収入		270,879
	1 貸付金元利収入	270,876
	2 県預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		410,973

歳 出 款	項	金額

1 農業改良資金貸付事業		千円
	410,973	
	1 農業改良資金貸付事業	410,973
歳 出	合 計	410,973

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 62,927	政府の定める方法による。	無利子%	農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第20条第2項に定める方法による。
計	62,927			

平成5年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,520千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 繰 入	金	1 一般会計繰入金	2,520
		2 繰 越	25,550
		3 諸 収	84,450
2 繰 越	金	1 繰 越	25,550
		1 貸付金元利収入	84,448
		2 県預金利子	1
3 雑 入	入	3 雑 入	1
		合 計	112,520

歳 出		項	金 額
1 林業改善資金貸付事業	費	1 林業改善資金貸付事業	千円 112,520
		1 林業改善資金貸付事業	112,520
歳 出	合 計		112,520

平成5年度鳥取県営林事業特別会計予算
 平成5年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところに
 よる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 362,563千円と定める。
 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
 歳出予算」による。
 (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により
 起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び
 償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 13,639
	1 国 庫 補 助 金	13,639
2 財 産 収 入		241
	1 財 産 売 払 収 入	187
	2 財 産 運 用 収 入	54
3 繰 入 金		247,037

4 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	247,037
		1,000
5 諸 収 入	1 繰 越 金	1,000
	1 受 託 事 業 収 入	44,646
	2 雑 入	103
6 県 債	1 受 託 事 業 収 入	44,543
	1 雑 債	56,000
	1 県 債	56,000
歳 入 合 計		362,563

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 297,505
	1 職 員 費	111,299
	2 造 林 事 業 費	193
	3 保 育 事 業 費	167,462

2 公 債 費	4 処 分 事 業 費	168
	5 公有林野分収造林事業費	100
	6 管 理 事 業 費	18,283
合 計		362,563

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	56,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から35年すえ置き、じ後15年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えず

			ることができるものとする。
計	56,000		

平成5年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 367,104千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
第1表 歳入歳出予算	1 使用料及び手数料	1 使 用 料	242,962千円
		2 繰 入 金	92,479
		3 繰 越 金	92,479
		1 一般会計繰入金	92,479
			1

	1 繰越金	1
4 諸収入		31,662
	1 雑収入	31,662
歳入	合計	367,104

歳出	款	項	金額
1 事業費	1 事業費		220,997
			220,997
2 公債費	1 公債費		146,107
			146,107
歳出	合計		367,104

平成5年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
 平成5年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,582千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金		15,768
			15,768
2 繰入金	1 一般会計繰入金		9,465
			9,465
3 繰越金	1 繰越金		1
			1
4 諸収入	1 貸付金元利収入		76,348
			76,348
			76,348
歳入	合計	1 雑収入	1
			101,582
歳出	合計		101,582

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円
		101,582
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	101,582
歳出	合計	101,582

平成5年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301,537千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円
	1 財産売却収入	1,387
2 繰越金		300,150

歳入	1 繰越金	金額
合計		301,537

歳出

款	項	金額
1 漁港臨海土地造成事業費		千円
		1,387
	1 漁港臨海土地造成事業費	1,387
2 公債費		300,150
	1 公債費	300,150
歳出	合計	301,537

平成5年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の蒜山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		千円 59,000
			59,000
歳 入 合 計			59,000

歳 出	款	項	金 額
1 燕 山 大 山 有 料 道 路 事 業 費	1 燕 山 大 山 有 料 道 路 事 業 費		千円 59,000
			59,000
歳 出 合 計			59,000

平成 5 年 度 鳥 取 県 天 神 川 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 5 年 度 鳥 取 県 の 天 神 川 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 の 予 算 は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,238,643千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 280 条第 1 項の規定により起すことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	千円 509,060
		509,060
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	2
		2
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	325,200
		325,200
4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	296,411
		296,411
5 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1

6 諸 収 入	1 雑 入	25,969
		7 県 債
	1 県 債	82,000
歳 入 合 計		1,238,643

1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	541,830	
		2 流域下水道管理事業費	426,717
		2 公 債 費	270,096
	1 公 債 費	270,096	
		歳 出 合 計	1,238,643

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域下水道事業費	千円 82,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができるものとする。
計	82,000			

平成5年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成5年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ336,293千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算]による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	19,348
	合計	19,348
2 財産収入	1 財産運用収入	187,520
	2 財産売却収入	187,500
3 繰入金	1 一般会計繰入金	129,422
4 繰越金	1 繰越金	1
	合計	1
5 諸収入	1 雑収入	2
	合計	2
歳入	合計	336,293

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	336,293
	合計	336,293
歳出	合計	336,293

平成5年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成5年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,023千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 財産収入	1 財産売却収入	96,392
	合計	96,392
歳入	合計	96,392

2 繰越金	繰越金	7,595
	1 繰越金	7,595
3 諸収入	雑収入	36
	1 雑収入	36
歳入合計	合計	104,023

1 県立学校農業実習費	金額	104,023
	千円	104,023
歳出合計	合計	104,023

平成5年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算
 平成5年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 256,347千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 国庫支出金	金額	20,930
	千円	20,930
2 財産収入	財産売払収入	22,144
	1 財産売払収入	22,144
3 繰入金	金額	210,418
	千円	210,418
4 諸収入	雑収入	2,855
	1 雑収入	2,855
歳入合計	合計	256,347

1 県立学校水産実習船実習費	金額	256,347
	千円	256,347
歳出合計	合計	256,347

平成5年度鳥取県営電気事業会計予算
(総 則)

第1条 平成5年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 157,601,000kWh
- (2) 袋川発電所調査費 6,457千円
- (3) 若桜発電所調査費 8,797千円
- (4) 河原発電所調査費 18,488千円
- (5) 加地発電所調査費 48,469千円
- (6) 賀祥発電所調査費 1,415千円
- (7) 新規地点調査費 445千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 電気事業収益	2,343,774千円	第1款 電気事業費	2,194,134千円
第1項 営業収益	2,211,304千円	第1項 営業費用	1,428,609千円
第2項 営業外収益	132,570千円	第2項 営業外費用	765,525千円
		(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,147千円は過年度分損益勘定留保資金 578,219千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 3,928千円で補てんするものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	10千円	第1款 資本的支出	582,157千円
第1項 固定資産売却代金	10千円	第1項 建設改良費	154,256千円
		第2項 企業債償還金	427,901千円
		(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、362,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費	601,624千円
(2) 交際費	600千円
(利益剰余金の処分)	

第7条 繰越利益剰余金のうち70,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金	70,000千円
-----------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成5年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成5年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 21,500,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 353,360千円

第1項 営業収益 349,451千円

第2項 営業外収益 3,909千円

支出

第1款 工業用水道事業費 322,629千円

第1項 営業費用 293,628千円

第2項 営業外費用 29,001千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額52,287千円は過年度分損益勘定留

保資金 2,324千円、当年度分損益勘定留保資金16,127千円、当年度分消

費税資本的収支調整額 6,729千円及び繰越利益剰余金処分額 2,087千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 228,110千円

第1項 企業債 110,000千円

第2項 建設助成金 23,100千円

第3項 他会計からの長期借入金 95,000千円

第4項 建設収入 10千円

支出

第1款 資本的支出 280,377千円

第1項 建設改良費 233,290千円

第2項 企業債償還金 27,087千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 20,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	110,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合に	10%以内	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長

	より起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えるものとする。
--	---------------------------------	---

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、165,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 117,715千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち27,087千円千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 27,087千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成5年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成5年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 2ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 657,914千円

第1項 営業収益 608,495千円

第2項 営業外収益 49,419千円

支 出

第1款 埋立事業費 940,876千円

第1項 営業費用 750,170千円

第2項 営業外費用 190,706千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 310,810千円は過年度分損益勘定

留保資金 310,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 810千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 1,200,000千円

第1項 他会計からの長期借入金 1,200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,510,810千円
第1項 建設改良費	27,810千円
第2項 企業債償還金	1,483,000千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	18,340千円
-----------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成5年度鳥取県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成5年度鳥取県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	748床
(2) 年間入院患者数	260,975人
(3) 年間外来患者数	406,945人
(4) 一日平均入院患者	715人
(5) 一日平均外来患者数	1,661人

(6) 主要な建設改良事業	医療機器備品	453,000千円
(収益的収入及び支出)		

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	13,281,189千円
第1項 医業収益	11,413,876千円
第2項 医業外収益	1,790,173千円
第3項 特別利益	77,140千円
支出	

支出

第1款 病院事業費用	13,067,213千円
第1項 医業費用	12,705,525千円
第2項 医業外費用	349,610千円
第3項 特別損失	12,078千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入	3,326,474千円
第1項 出資金	964,776千円
第2項 他会計からの借入金	1,635,286千円
第3項 企業債	719,000千円
第4項 固定資産売却代金	7,412千円
支出	

支出

第1款 資本的支出	2,980,996千円
第1項 建設改良費	1,260,422千円

第2項 企業債償還金 492,946千円
第3項 他会計からの借入金償還金 1,227,628千円
(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	719,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合による起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えるものとする。

(一時借入金)
第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経

費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,035,067千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 388,250千円
 - (2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 41,996千円
 - (3) 高密度な看護の実施に要する経費 515,296千円
- (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,086,008千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器備品	全身用コンピュータX線断层撮影装置	一式